

各社会福祉施設等の長 殿

青森県新型インフルエンザ対策本部長

青森県知事 三村 申吾

新型インフルエンザ発生時における社会福祉施設等の対応方針について

今般、第3回青森県新型インフルエンザ対策本部会議において、各社会福祉施設等の利用者又は従業員の新型インフルエンザ感染や濃厚接触が確認された場合の対処法などに関する基本的な考え方を示した「新型インフルエンザ発生時における社会福祉施設等の対応方針」（別紙）を決定したので、内容を御了知のうえ具体的な対処法等についてあらかじめ御検討いただくようお願いいたします。

なお、上記方針は、あくまでも原則的な取扱いを示したものであり、実際の運用に当たっては、感染者等の発生状況や施設利用者の実態及びサービス提供内容等により、市町村等関係機関とも相談の上、実情に応じた対応を検討することとなります。

また、県内で新型インフルエンザの感染が確認された場合は、更なる感染防止策の徹底を図るとともに、学校や福祉サービスの休業に伴う従業員の休暇取得への配慮及び従業員に感染者等が出た場合の疫学的調査への協力についても併せてお願いします。

※ 新型インフルエンザに関する情報については、下記ホームページに随時掲載される最新の情報に常に御留意いただくとともに、不明な点については下記の県担当課にお問い合わせくださるようお願いいたします。

(1) 厚生労働省（新型インフルエンザ対策関連情報）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>

(2) 青森県（新型インフルエンザ対策について）

http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/pandemic_flu_action.html

お問い合わせ先：

健康福祉政策課企画政策グループ 電話 017-734-9277

高齢福祉保険課介護事業者グループ 電話 017-734-9297

こどもみらい課児童施設支援グループ 電話 017-734-9302

障害福祉課障害者支援グループ 電話 017-734-9308

新型インフルエンザ発生時における社会福祉施設等の対応方針(健康福祉部)

H21.5.27

	利用者(児童)本人又は施設等の職員が感染した場合	利用者(児童)の家族又は施設等の職員の家族が感染した場合	患者が左記以外の場合
通所施設等	<ul style="list-style-type: none"> 原則として当該施設の臨時休業を要請(代替サービス提供が困難な場合は継続を検討) 入所者に対し入所施設と一体となっているサービスは、提供可能 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止策の徹底 当該職員の出勤停止 当該利用者の利用自粛 利用者等の健康状態の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止策の徹底
入所施設等	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止策の徹底・濃厚接触者の分離 外出の自粛・入所者等の健康状態の把握 当該職員の出勤停止 代替職員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止策の徹底 外出の自粛・入所者等の健康状態の把握 当該職員の出勤停止 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止策の徹底 外出の自粛
訪問系事業所等	<ul style="list-style-type: none"> (従業員の感染) 原則として当該事業の臨時休業を要請(代替サービス提供が困難な場合は継続を検討) (利用者の感染) 当該利用者の利用自粛(必要度の高い利用者については感染防止対策に配慮しつつサービス継続) 当該利用者に接触した職員の出勤停止 その他職員の健康状態の把握 非感染者利用者へ他事業者の紹介等 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止策の徹底 当該職員の出勤停止 当該利用者の利用自粛(必要度の高い利用者については感染防止対策に配慮しつつサービス継続) その他職員の健康状態の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止策の徹底
保育所 認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> 原則として当該施設の臨時休業を要請(代替サービスの提供が困難な場合は継続を検討) 発生状況に応じ、市町村単位(一部又は全域)で臨時休業を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止策の徹底 当該職員の出勤停止 当該児童の利用自粛 児童等の健康状態の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止策の徹底
児童館 放課後児童クラブ 入所施設等	<ul style="list-style-type: none"> 学校の対応に準ずる 感染防止策の徹底・濃厚接触者の分離 外出の自粛・入所者等の健康状態の把握 当該職員の出勤停止 代替職員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止策の徹底 外出の自粛・入所者等の健康状態の把握 当該職員の出勤停止 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止策の徹底 外出の自粛

注1) 通所施設等の臨時休業の期間及び入所施設等における濃厚接触者の分離期間は原則として7日間とする。
 注2) 施設への臨時休業の要請は、当該施設の所在する市町村と相談の上、県担当課又は市町村を通じて直接電話により行う。